

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

特定非営利活動法人 全国就業支援ネットワーク  
代表理事 小倉 広文

# 特定非営利活動法人全国就業支援ネットワークの概要

1. 設立年月日：平成19年6月11日

2. 活動目的及び主な活動内容：

障害のある人の就業生活の支援のために、望ましい職業指導や就業支援のあり方を研究・研鑽すること、全国における就業支援機関・組織運営の健全化などについて相互に意見や情報を交換し、障害のある人が自立した生活を送ることができる環境形成に寄与することを目的として創設され、「地域で」「連携して」「実践に基づいて」「政策に関与して」を理念に活動をしている。

障害者職業能力開発施設部会、就労移行支援事業所部会、障害者就業・生活支援センター部会の三部会を中心として、長年にわたり活動している。

## 【主な活動内容】

- ・ 定例研究・研修会の開催
- ・ 障害者職業能力開発施設連絡会の開催
- ・ 就労移行支援のあり方を学ぶ研修会の開催
- ・ 就業生活支援基礎講座の開催
- ・ 障害者就業・生活支援センター事業をより深く考えるための全国フォーラムの開催
- ・ 訪問型職場適応援助者養成研修の実施
- ・ 地域における就業支援ネットワーク形成事業の実施

3. 加盟団体数(又は支部数等)：252団体(平成29年5月時点)

4. 会員数：252(平成29年5月時点)

5. 法人代表： 代表理事 小倉 広文

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

## 【視点-1】 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

- (1) 就労支援に携わる人材育成について
  - ・福祉サービス事業所に労働分野に精通した人(企業経験者など)を配置することを促進する
  - ・就労移行支援における就労支援員等が効果的な研修の受講を必須要件とし、支援の質の向上を図る。
- (2) 総合的な就労支援体制の構築のために
  - ・省庁や制度の枠組みを超えた連携のもとで一体となって就労支援を進めていくことが必要である
- (3) 外部評価・本人による評価
- (4) 市町村ごとに異なる支給決定プロセスや基準の統一化
- (5) 相談支援事業の体制について

## 【視点-2】 地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスサービスの提供を受けられるようにするための、サービス 提供体制の確保に向けた課題及び対処方策

- (1) 就労支援定着加算について
  - ・就労定着の新事業が開始されても、現状と変わりなく事業を継続できる仕組みが必要。できるだけ細かく区分するほうが、事業所の努力をきめ細かく評価することになるため、事業所の努力を促進すべきである。
- (2) 地方都市での就労促進のために
  - ・人口の少ない地域でも就労移行支援事業所を開設できるよう、定員要件を緩和し10名以下でも就労移行支援事業所を単体で開設できるように報酬体系を新設し、地方の一般就労を促進する。
- (3) 就労定着支援事業について
- (4) 若年層への就労移行支援の拡充について
- (5) 医療機関との連携に対する報酬加算設定
- (6) 適正な数 障害者計画の連動と総量規制

## 【視点-3】 持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

- (1) 一般就労の促進のために就労継続支援A型事業やB型事業を移行加算の対象に
  - ・就労継続支援A型事業や就労継続支援B型事業所からの一般就労者の促進を図る。これにかかる経費は福祉政策経費だけでなく、労働政策経費も併せて位置付け、予算枠の見直しを求める。

## **【視点-1】 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法**

### **(1) 就労支援に携わる人材育成について**

#### **【意見・提案を行う背景、論拠】**

- ・平成30年の法改正前に、都市部や人口が集中している地域においては、就職件数が増える一方で、離職や困難ケースが増加し、当事者、企業、関係者、支援者が疲弊している状況が特に都市部において見られる。雇用数の増加とあわせ、質の向上のためにも労働と福祉をつなぐ人材が必要である。

#### **【意見・提案の内容】**

- ・福祉サービス事業所に労働分野に精通した人(企業経験者など)を配置することを促進する
- ・就労移行支援における就労支援員等が就労支援員研修や職場適応援助者養成研修などの効果的な研修の受講を必須要件とし、支援の質の向上を図る。
- ・人材育成は時間を要するものであり、人材育成の検討には、福祉と労働を横断的に検討する事が必要となる。サービスや施策ごとではなく、就業・生活支援センター職員、職業カウンセラー、職場適応援助者、就労系サービス事業所の支援員などの人材育成のカリキュラムを統合させ、求める資質を明らかにすることが必要である。

### **(2) 総合的な就労支援体制の構築のために**

#### **【意見・提案を行う背景、論拠】**

- ・厚生省と労働省の統合(厚生労働省)の誕生によって、「障害者就業・生活支援の拠点づくり」の試行的事業の成果を踏まえ、福祉と労働の一体的支援の象徴である障害者就業・生活支援センターが誕生して15年が経過した。障がい者就労支援の担い手は雇用、福祉、保健・医療、教育等の様々な分野の専門性が必要であり、省庁や制度の枠組みを超えた連携のもとで一体となって就労支援を進めていくことが必要であるが、現状は制度間の縦割り感が否めない。

#### **【意見・提案の内容】**

- ・障がい者の就業生活支援については多様な生活ニーズにアプローチするという視点が必要であり、一つの側面からだけでなく、多面的なアプローチをするためにも、行政の枠組みを越えた、さまざまな制度の横断的な支援体制の構築が必要である。(資料1参照)

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)②

## (3) 外部評価・本人による評価

### 【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・就労移行支援事業等において、未だに就職者0の事業所が30%ある現状からも、実績をあげている事業所をしっかりと評価し、見える化していく必要がある。

### 【意見・提案の内容】

- ・利用者・家族・企業・関係機関からの外部評価・本人評価の導入
- ・公的機関におけるHP等での公表
- ・県等(指定機関)の指定・指導・監査のばらつきをおなくし、支援の中身を評価できるような仕組みが必要。
- ・市町村における支給決定プロセスと考え方の統一

## (4) 市町村にごとに異なる支給決定プロセスや基準の統一化

### 【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・市町村により支給決定のプロセスや基準にばらつきがある。

例えば就労移行支援事業所における再利用についての市町村ごとの考えにばらつきが確認されており、ボランティアで再度受け入れを行っている事業所もある。就労移行支援事業は、離職者への再就職支援も必須な事業であるにも関わらず、現状は再利用に関して市町村見解にばらつきがみられる。

### 【意見・提案の内容】

- ・再利用に関して統一した見解を出してほしい。

## (5) 相談支援事業の体制について

### 【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・福祉サービスを利用するうえで、計画相談は重要な事業であることは周知の事実ではあるが、その報酬単価は、仕事量と比較しても、低い状況下であり運営も厳しく、相談支援事業の開設事業所も少ない状況が続いており、多くのケースを抱える事で、質も低下も見受けられ、相談支援専門員が疲弊している状況がある。新事業の就労定着支援等今後、働くというフィールドでも、相談支援専門員との連携が予想される中、質の担保は必須である。

### 【意見・提案の内容】

- ・報酬単価の見直し
- ・相談支援専門員の1人あたりが担当するケース数の制限
- ・就労相談ができる相談支援専門員の育成

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)③

## 【視点-2】地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスサービスの提供を受けられるようにするための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策

### (1) 就労支援定着加算について

#### 【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・地方に多くみられる一定の就職率を發揮しているものの「就職者数」が多くない事業所など、新事業開始に伴う制度見直しで就労定着支援加算が廃止もしくは大幅な減少になってしまうと、運営が厳しくなる事業所も想定され、就労支援を担う継続的な人材育成だけでなく、事業継続が途絶えてしまうリスクがある。

#### 【意見・提案の内容】

- ・上記課題に対応するためには、現状の実績のある就労移行支援事業所には、新事業が開始されても、現状と変わりなく事業を継続できる仕組みが必要。一般就労の移行率に応じて基本報酬を設定する。その際、現行では定着実績に応じて5段階に区分しているが、移行率に応じて7段階以上に区分して報酬を設定する。できるだけ細かく区分するほうが、事業所の努力をきめ細かく評価することになるため、事業所の努力を促進する効果が期待できる。就職者数をさらに伸ばすためには、移行率の高い層における区分を細かく設定すべきである。

### (2) 地方都市での就労促進のために

#### 【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・就労移行支援事業所数は都市部と地方で大きな差が生じており、特に人口が少ない都道府県においては就労移行支援事業所の数が少なく、就労に向けた訓練の機会の格差が生じており、働きたいという意欲のある障がい者が身近な地域で適切な就労移行支援サービスを利用する機会が得られていない。

#### 【意見・提案の内容】

- ・人口の少ない地域でも就労移行支援事業所を開設できるよう、定員要件を緩和し10名以下でも就労移行支援事業所を単体で開設できるように報酬体系を新設し、地方の一般就労を促進する。

### (3) 就労定着支援事業について

#### 【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・利用対象者は障害福祉サービスを利用後、一般就労した者であることとなっているが、公平性が保てないのではないかと。

#### 【意見・提案の内容】

- ・能力開発施設や特別支援学校等、他の制度を利用後、一般就労した者も対象とするべきである。

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)④

## (4) 若年層への就労移行支援の拡充について

### 【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・支援対象者の中には、高校に進学せず就職を希望される方、高校を中退して就職を希望される方等、就労支援の場面には、18歳以下の支援対象者の方もいる現状があるが、児童相談所における要援護通知など、手続きが複雑な状況があり、サービスにつながらないケースも確認できている。

### 【意見・提案の内容】

- ・18歳以下であっても、就労移行支援事業を通常の福祉サービスの手続きと同じように利用できるように検討をお願いしたい。就労アセスメントも現在高校在学中に行っており、児童相談所や市町村で要援護通知等の調整も図られている事も踏まえ、進学していない支援対象者に関しても利用しやすい仕組みの検討をお願いしたい。

## (5) 医療機関との連携に対する報酬加算設定

### 【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・近年、精神障害者の就職件数が大幅に伸びてきている中、障がいの多様化への対応、働き方の多様化への対応が求められるようになってきており、利用者の通院同行や、服薬調整、主治医との連携する機会は、軒並み増えてきている。

### 【意見・提案の内容】

- ・医療・福祉・保健がお互いに有機的な連携をするためにも、医療機関との連携に対する報酬加算を設定する事でさらに、一歩進んだ、医療機関との連携が加速されると思われる。

## (6) 適正な数 障害者計画の連動と総量規制

### 【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・どの地域においても、利用者個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするために、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対応を検討する必要がある。

### 【意見・提案の内容】

- ・障害者計画見直し時期になり、平成30年からの新しい計画に向けて、各市町村で準備が進められている状況化ではあるが、支給量及び事業所のバランスにおいては、地域格差が格段に進んでいる状況がある。自立支援協議会などで慎重な議論をしながら、官民一体となって調整をしていく必要がある。

## 【視点-3】 持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

### (1) 一般就労の促進のために就労継続支援A型事業やB型事業を移行加算の対象に

#### 【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・就労移行支援事業所が創設された事で、年々福祉サービスからの一般就労者が伸びている現状ではあるが、その一方で、就労継続支援A型事業や就労継続支援B型事業所からの一般就労者は、停滞している現状がある。  
(資料2 H27年度 一般就労移行率 就労継続支援A型事業 4.3%、就労継続支援B型事業 1.3%)  
労働力不足が今後ともより深刻な社会的問題になっていくなかで、ますます、障害のある人が働く人材として期待され、就職支援が必要になってくると思われる。これにかかる経費は福祉政策経費だけでなく、労働政策経費も併せて位置付け、予算枠の見直しを求める。

#### 【意見・提案の内容】

- ・ 就労定着支援加算の適用範囲を就労継続支援A型・B型事業所にも範囲を広げ、一般就労の取り組みを評価する事で、A型・B型における一般就労への取り組みが促進されると考える。

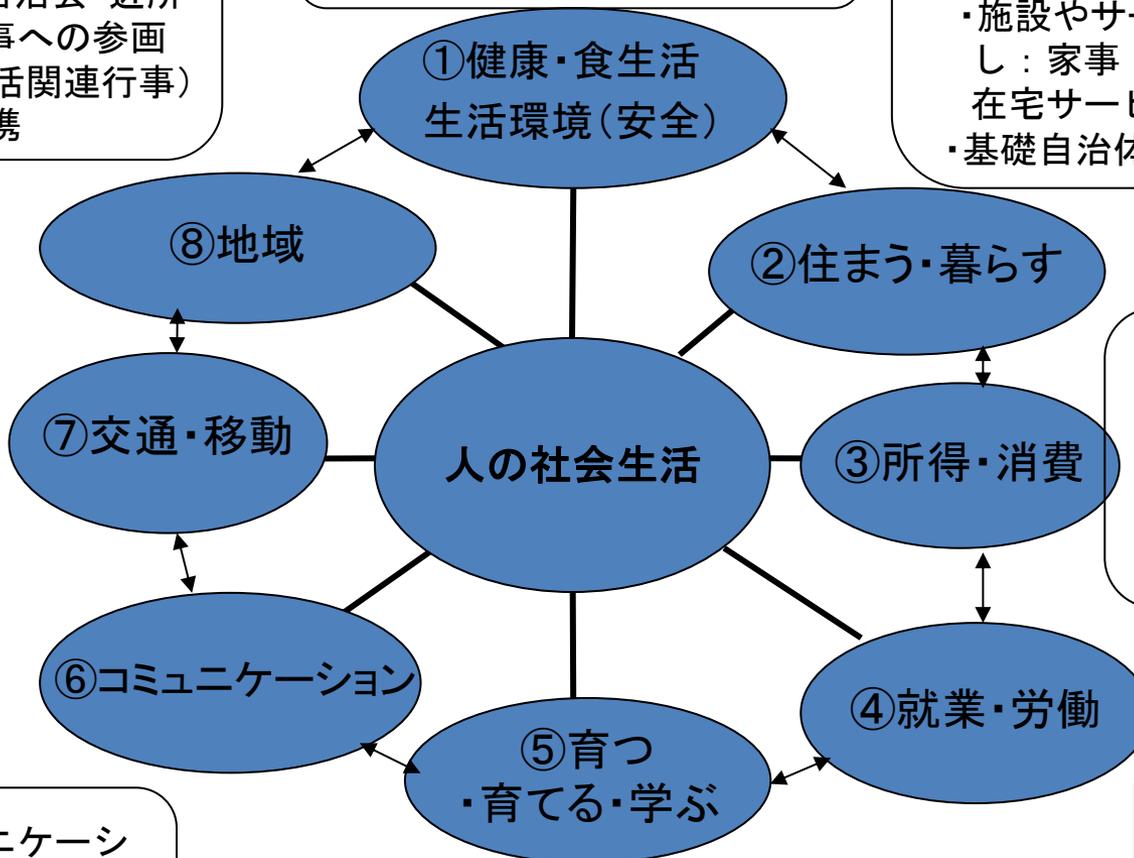
## 社会生活の多様性

- ・交遊関係:友人・集団・利害関係)  
交遊関係の比重(生活時間・意識・経費)
- ・地域社会との関係:自治会・近所づきあい・地域の行事への参画(祭り・環境美化・生活関連行事)
- ・地域の変化との連携

食生活・栄養管理・食材選択  
健康管理・疾病管理・防犯  
安全・地域の防災・危険時対応

- ・住環境:立地条件・地域のまちづくり・生活関連施設等の利便性・バリアフリー・住居管理・設備生活施設・娯楽
- ・施設やサービス機能・暮らし:家事・家政・在宅サービス・
- ・基礎自治体のサービス状況

公共交通機関  
利便性・安全性  
モビリティ  
バリアフリー



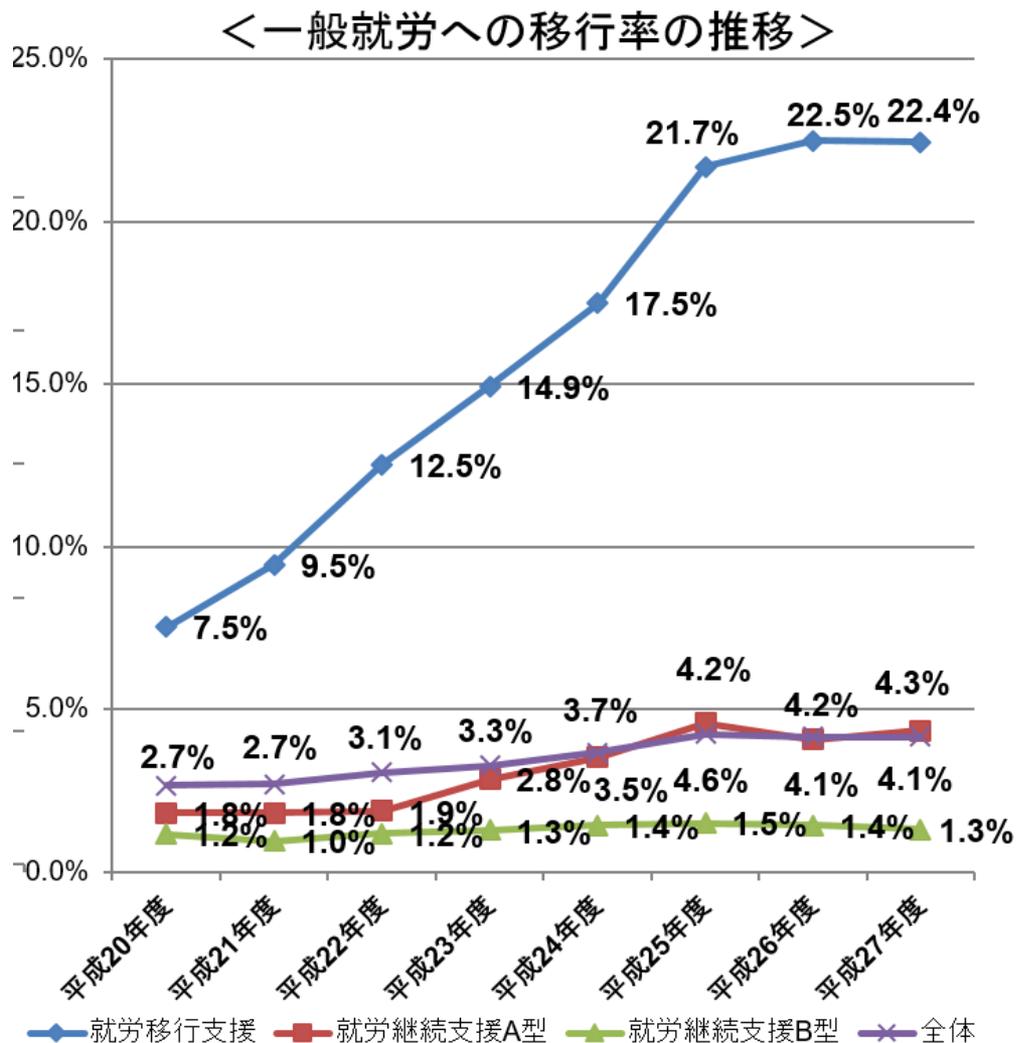
生活設計・生活コスト(生活・文化的価値)・財資産の保有・蓄財の意識・質向上のための資本投下

- ・情報取得・コミュニケーション手段・災害対応・緊急連絡システム(誘導案内・危険情報)

教育機会・各種関連機関の利便性・啓蒙・啓発活動・伝統文化・教育内容・教育機会など

個性の発揮・役割の実現・生計の維持・雇用環境・産業動向

視点3 (1) 一般就労の促進のために就労継続支援A型事業やB型事業を移行加算の対象に



【出典】社会福祉施設等調査、国保連データ